

茨城県依存症対策推進計画
アクションプラン

令和6（2024）年3月
茨城県

目次

1. 基本的事項	3
(1) 計画・アクションプラン策定の趣旨	
(2) 計画・アクションプランの位置づけ	
(3) 計画期間	
(4) 進行管理	
2. 現状	4
(1) アルコール依存症	4
(2) 薬物依存症	8
(3) ギャンブル等依存症	11
3. 施策体系	15
4. 基本方針	17
アルコール依存症	17
薬物依存症	18
ギャンブル等依存症	19
5. アクションプラン施策	20
6. アクションプラン数値目標	23

1. 基本的事項

(1) 計画・アクションプラン策定の趣旨

依存症とは、特定の何かに心を奪われ、「やめたくても、やめられない」状態に陥ることであり、本人の健康状態や社会生活に支障を生じるだけでなく、家族等周囲の人にも影響を及ぼしてしまいます。

依存症には大きく分けて、アルコールや薬物といった精神に依存する物質を原因とする「物質依存」と、物質ではなく特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめり込んでしまう「プロセス依存」の2種類があり、どちらにも共通して、繰り返す、より強い刺激を求める、やめようとしてもやめられない等の特徴がだんだんと現れてしまいます。

さらに、ひとつの物質や行為への依存に留まらず、他の物質・行為にも依存し、複数の依存症が合併する「クロスアディクション（多重嗜癖）」も問題となっております。

人が依存する対象は様々であり、代表的なものに「アルコール・薬物・ギャンブル等」があります。茨城県では、平成26（2014）年6月に施行された「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、平成30（2018）年3月に「茨城県アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。一方で、平成30（2018）年10月にギャンブル等依存症対策基本法が施行されギャンブル等依存症についても、各都道府県において計画を策定し、地域の状況に応じた取組を実施することが求められております。そのため、アルコール健康障害対策推進計画の改定に合わせ、ギャンブル等依存症、薬物依存症も含め、依存症対策を総合的に推進するための「茨城県依存症対策推進基本計画」を策定することとしました。

(2) 計画・アクションプランの位置づけ

依存症対策を総合的に推進するために策定し、令和6年度からの新たな「第8次保健医療計画」の「第1章第2節 医療体制の確立」の「5 精神疾患」中の「オ 依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）」の部分を「茨城県依存症対策推進基本計画」とし、具体的な施策の取組及び進行政管理を行うものとして、計画とは別にアクションプランを策定いたします。

なお、茨城県依存症対策推進計画のアルコール依存症に係る記載は、アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく、「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」とし、ギャンブル等依存症に係る記載は、ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」とします。

(3) 計画期間

「第8次保健医療計画」の期間である、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）の6年間を計画期間として策定します。

(4) 進行政管理

アクションプランに掲げる各施策・目標の進捗状況について、毎年度検証・評価を実施します。

2. 現状

(1) アルコール依存症

① アルコール依存症の生涯経験者数（推計）

（WHO が作成した ICD-10 診断基準に現在該当する者又はかつて該当したことがある者）

（人）

全国			茨城県		
2017 年（H29）人口における推計値			2017 年（H29）人口における推計値		
男性	女性	合計	男性	女性	合計
410,000	130,000	540,000	9,600	2,900	12,500

出典：国立研究開発法人日本医療研究開発機構「アルコール依存症の実態把握、地域連携による早期介入・回復プログラム開発に関する研究」（2016～2018）

*茨城県数値：全国数値に人口比率を乗じて算出

② 全国の現アルコール依存症患者数（推計）

	男性	女性	総計
リスクの高い飲酒者（AUDIT8 点以上）	1,084 万人	243 万人	1,327 万人
アルコール依存症者と予備軍（AUDIT15 点以上）	263 万人	40 万人	303 万人
ICD-10 診断基準によるアルコール依存症者（経験者含）	41 万人	13 万人	54 万人
現アルコール依存症患者	22 万人	4 万人	25 万人

出典：国立研究開発法人日本医療研究開発機構「アルコール依存症の実態把握、地域連携による早期介入・回復プログラム開発に関する研究」（2016～2018）

*平成 29 年の調査：ICD-10 診断基準によるアルコール依存症者（経験者含）の推計は 54 万人。

*茨城県の人口にあてはめアルコール依存症患者を推計すると、アルコール依存症患者（経験者含）は、1.2 万人。

③ 全国の総患者数（推計人数）：アルコールの使用（飲酒）による精神及び行動の障害

全国	平成 20 年	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年	令和 2 年
男性	41 千人	36 千人	48 千人	44 千人	50 千人
女性	9 千人	7 千人	12 千人	10 千人	10 千人
総数	50 千人	43 千人	60 千人	54 千人	60 千人

出典：厚生労働省「患者調査」

*令和 2 年患者調査による全国のアルコール依存症患者の推計は 60 千人（茨城県推計：約 1.4 千人）

令和 2 年茨城県の総患者数（患者調査結果から推計（人口比））・・・1,364 人（約 1,400 人）

令和 2 年度における茨城県（茨城県人口（2,868,554 人（R2.10））×全国患者数（60 千人）÷全国人口（126,227,000

人(R2.10))

④ アルコール依存症による精神科病院の入院患者数 (基準日:毎年6月30日)

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
全国	11,203人	10,916人	10,665人	11,835人	9,828人	9,298人	9,125人
茨城県	138人	138人	101人	129人	139人	139人	123人

出典:厚生労働省「精神保健福祉資料」

⑤ 成人1人当たりの酒類販売(消費)数量 (0)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全国平均	79.3	78.1	75	74.3
茨城県	67.3	65.7	66.6	66.8

出典:国税庁「酒のしおり」

⑥ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 (%)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和4年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全国	14.6	9.1	14.7	8.6	15	8.7	14.9	9.1		
茨城県	22	8							11.1	11.7

出典:厚生労働省「国民健康・栄養調査」

茨城県「茨城県がん対策推進モニタリング調査」

注:「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒した者」とは、1日当たりの純アルコール摂取量が男性で40g以上、女性20g以上の者とし、以下の方法で算出

①男性:「毎日×2合以上」+「週5~6日×2合以上」+「週3~4日×3合以上」+「週1~2日×5合以上」
+「月1~3日×5合以上」

②女性:「毎日×1合以上」+「週5~6日×1合以上」+「週3~4日×1合以上」+「週1~2日×3合以上」
+「月1~3日×5合以上」

- ⑦ 1日あたり純アルコール約60gを超えて摂取する者（多量飲酒をしている者）の割合
 ※1日あたりの飲酒量が3合以上と回答した者 (%)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和4年度
全国	男性	11.6	12	11.6	12.5	
	女性	6	6.4	6	5.1	
茨城県	男性	6.8				9.4
	女性	4.9				6

出典：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

茨城県「茨城県がん対策推進モニタリング調査」

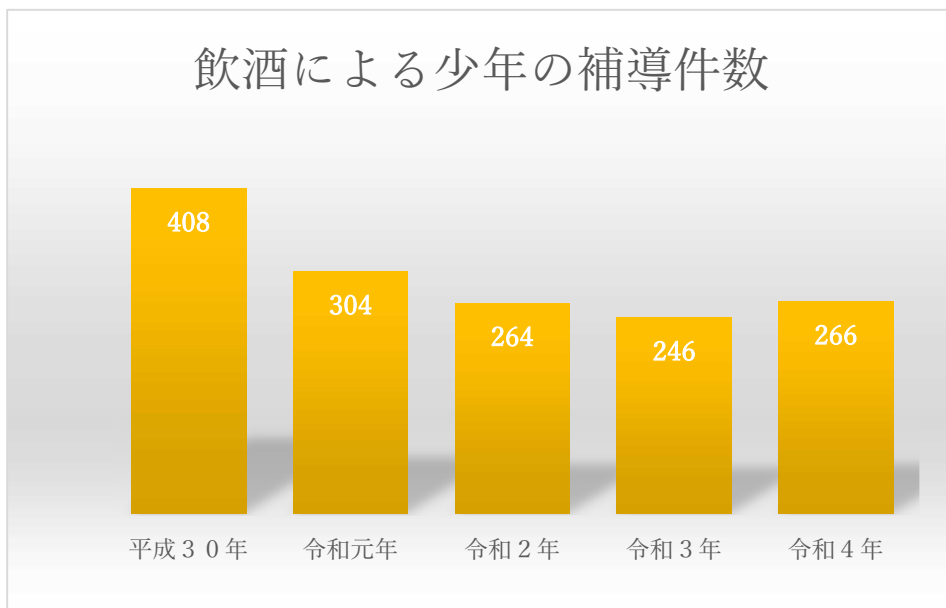
*1日あたり純アルコール約60gを超えて摂取する者（多量飲酒をしている者）とは、一時多量飲酒（1回の飲酒機会では様々な身体疾患の発症や、急性アルコール中毒、外傷の危険性等を高める量）をする者を含む

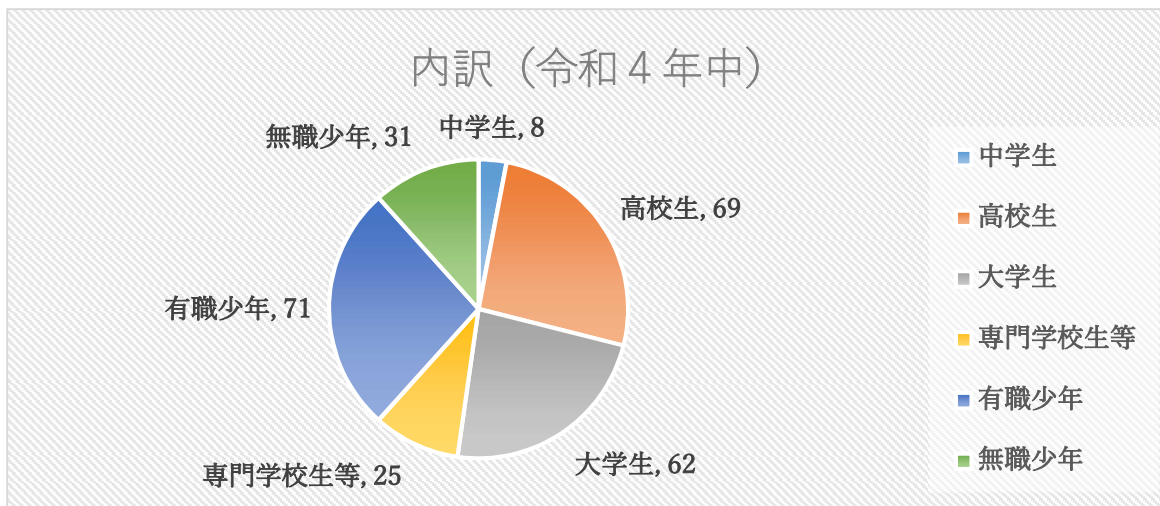
- ⑧ 妊娠中の妊婦の飲酒率 (%)

	ベース（平成25年度）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全国	4.3	0.8	0.9	0.9
茨城県	3.1	0.7	0.6	0.6

出典：厚生労働省「健やか親子21」

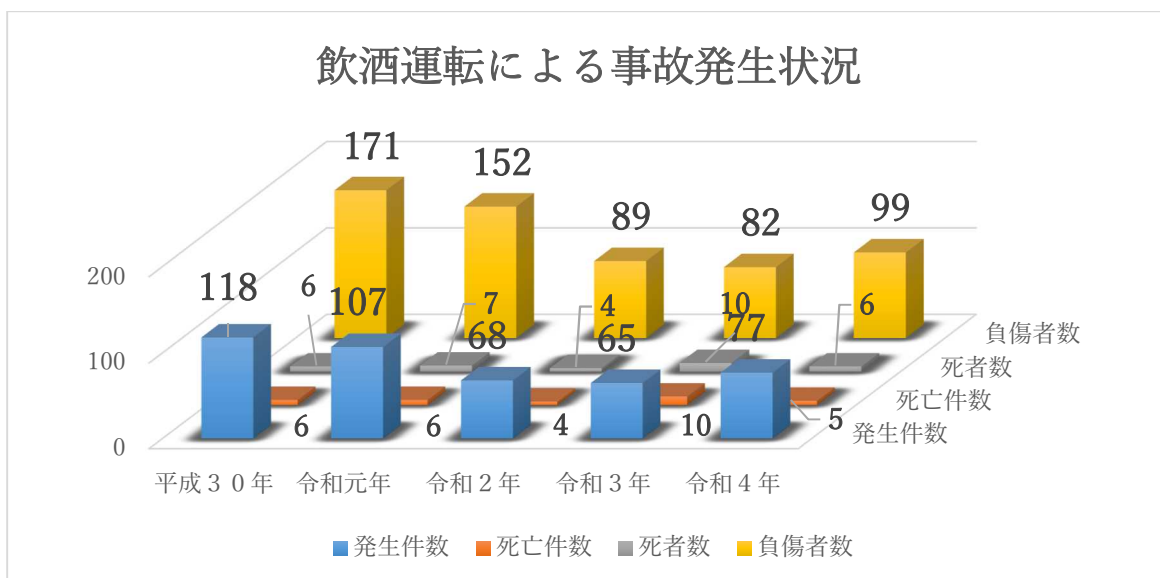
- ⑨ 飲酒による少年の補導件数 (件)





飲酒運転による事故発生状況

(件)



出典：茨城県警察「少年非行白書」
「交通白書」

⑩ 相談支援の状況

ア 相談支援

令和4年度実績（件）

実施施設	電話	メール	面談	その他	合計
精神保健福祉センター	245	55	12	0	313
保健所（中央保健所 外）	79	1	8	0	88

イ 家族教室（精神保健福祉センター（第3木曜日）、土浦保健所（第4木曜日））
対面及びオンラインによる開催

年度	実施回数	参加延人数
令和元年度	22	235
令和2年度	24	75
令和3年度	24	64
令和4年度	24	68

ウ 個別相談（精神保健福祉センター）
対面及びオンラインによる開催

年度	参加延人数	参加実人数
令和元年度	40	39
令和2年度	9	9
令和3年度	16	16
令和4年度	12	12

<令和4年度相談対象者年齢別件数> ()内は女性

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
実件数	0	1	0	3	5 (1)	2	1	12(1)

(2) 薬物依存症

① 生涯で薬物使用経験者の状況 (単位：人)

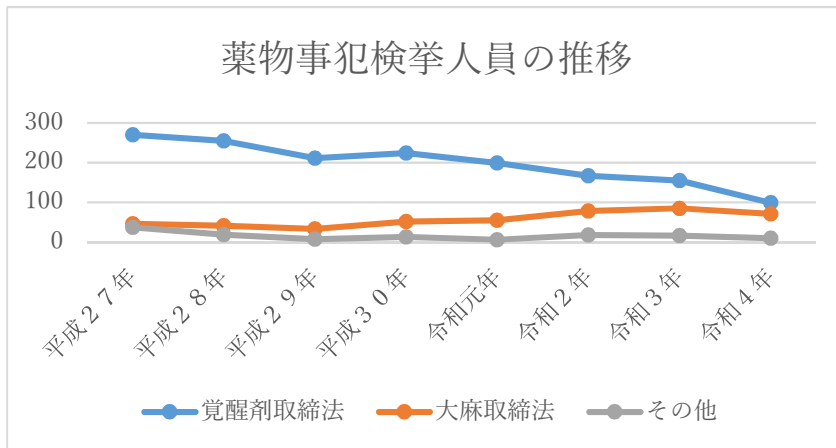
区 分	2021年（R3）人口に おける全国推計値	2021年（R3）人口に おける茨城県推計値
生涯で1度でも薬物の使用を経験 した者（割合：2.4%）	2,160,000	40,000

出典：国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査」（2021）

*茨城県数値：県の15歳以上64歳以下の人口に比率を乗じて算出

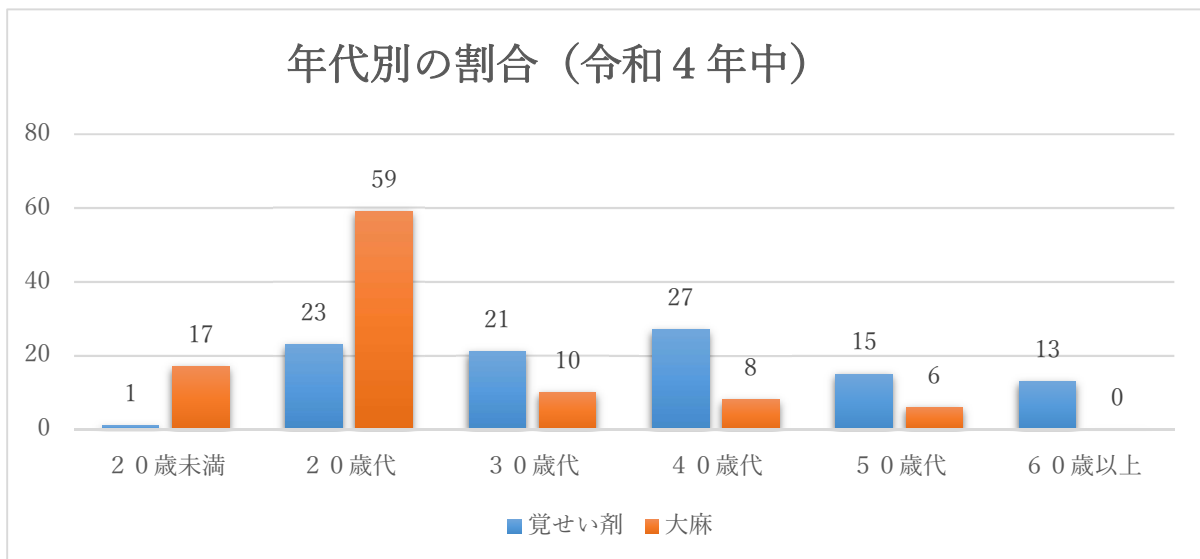
（出典：総務省統計局「人口推計の結果概要」（2021年10月））

② 薬物事犯検挙人員の推移（違法薬物に限る）



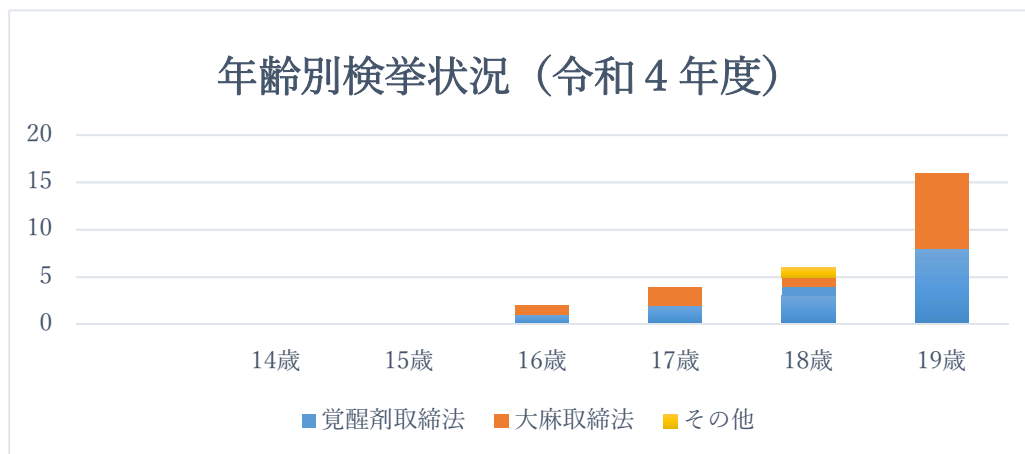
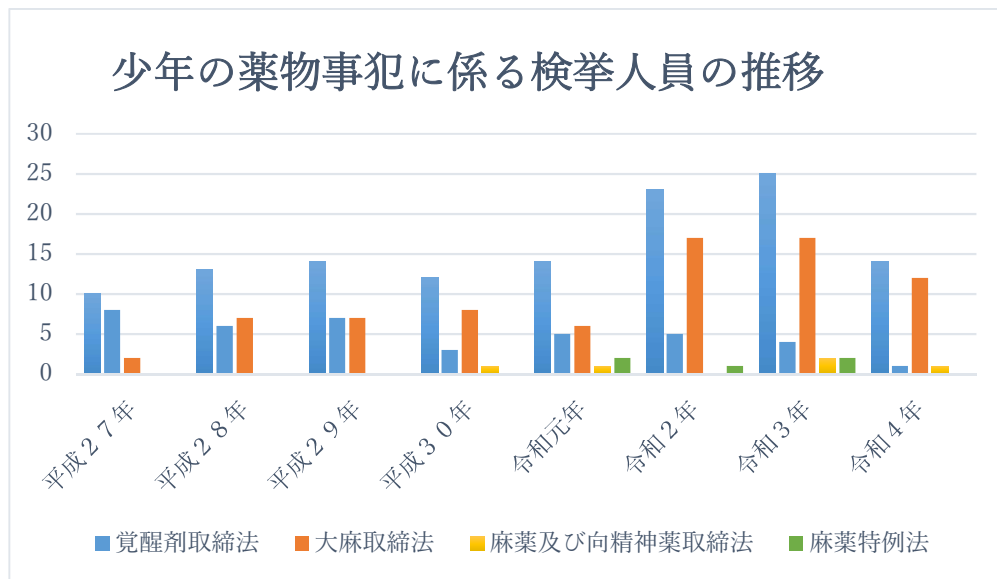
(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
覚醒剤取締法	270	255	211	224	199	167	155	99
大麻取締法	46	41	33	52	55	78	85	71
その他	37	19	7	13	6	18	16	10



③ 少年の薬物事犯（違法薬物に限る）

(人)



出典：茨城県警察「薬物・銃器事犯検挙状況」「少年非行白書」

④ 相談支援の状況

ア 薬物相談事業

<相談日等>

地区	相談日	会場	対応者
水戸	第1・3木曜日	精保センター	センター職員、回復施設スタッフ（ダルク）
県北	第1金曜日	日立保健所	保健所職員、センター職員
県西	第2金曜日	筑西保健所	保健所職員、センター職員、回復施設スタッフ（ダルク）
県南	第3金曜日	竜ヶ崎保健所	保健所職員、センター職員
鹿行	第4金曜日	潮来保健所	保健所職員、センター職員

*保健所での開催は、精神保健福祉センターと保健所が共催

< 薬物相談件数 (実件数) > (件)

年度	合計	覚醒剤	大麻	その他
令和元年度	36	18	12	6
令和2年度	13	9	3	1
令和3年度	11	6	3	2
令和4年度	22	11	7	4

*精神保健福祉センターでの相談件数(重複あり)

イ 家族教室(精神保健福祉センター(第1木曜日)、筑西保健所(第2金曜日))
対面及びオンラインによる開催

令和4年度	実施回数 (回)	参加延人数 (人)
精神保健センター	12	40
筑西保健所	1	1

(3) ギャンブル等依存症

① 過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者(SOGS5点以上)の割合

過去1年以内	全体	男性	女性
推計値(成人)	2.2%	3.7%	0.7%

(人)

区分	2020年(R2)人口に おける全国推計値	2020年(R2)人口に おける茨城県推計値
ギャンブル等依存症が疑われる者 (割合:2.2%)	1,909,710	43,538

出典:独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター「令和2年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査 概要」(2021年8月)

*調査対象:無作為抽出された一般住民 17,995人(18歳~74歳)

* (SOGS…アメリカの財団が開発した病的ギャンブラーを検出するための自記式スクリーニングテスト)

* 全国・茨城県数値:20歳以上74歳以下の推計人口に比率を乗じて算出

(出典:総務省統計局「人口推計の結果概要」(2020年10月))

② 県内の公営競技場等

	名 称	公営競技種目
競技場	取手競輪場	競輪
場外発売所	サテライト水戸	
	サテライトしおさい鹿島	
	エクセル茨城境	中央競馬
	ライトウインズ阿見	
	オフトひたちなか	地方競馬
	オートレースしおさい鹿島	オートレース
	ボートレースチケットショップ岩間	モーターボート競走

③ 相談支援の状況

ア 相談支援（面接・電話・メール）

*精神保健福祉センターでの相談件数 (件)

年度	面接 (実件数)	面接 (延件数)	電話 (延件数)	メール (延件数)	総件数
令和元年度	32	38	111	11	160
令和2年度	5	13	84	17	114
令和3年度	6	8	93	24	125
令和4年度	15	47	150	37	234

<うち令和4年度面接相談対象者の年齢別件数> ()内は女性 (件)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
実件数	0	4	5	5	1 (1)	0	0	15 (1)

<うち令和4年度面接相談の種目別件数> (件)

	パチンコ・ パチスロ	競馬・ 競輪等	F X等	オンライン カジノ等	その他 (宝くじ、賭け麻雀等)	対象不明
実件数	8	7	1	4	0	0

*重複あり

<うち令和4年度電話相談対象者の年齢別件数> ()内は女性 (件)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	年齢不明	性別・年齢不明	合計
実件数	0	16	24	29	2 (1)	3	2 (1)	58 (8)	16	150 (10)

<うち令和4年度電話相談の種目別件数> (件)

	パチンコ・パチスロ	競馬・競輪等	F X等	オンラインカジノ等	その他 (宝くじ、賭け麻雀等)	対象不明
実件数	55	31	8	10	6	66

*重複あり

<うち令和4年度メール相談対象者の年齢別件数> ()内は女性 (件)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	年齢不明	性別・年齢不明	合計
実件数	0	1	1	0	0	0	1	24 (1)	10	37

<うち令和4年度メール相談の種目別件数> (件)

	パチンコ・パチスロ	競馬・競輪等	F X等	オンラインカジノ等	その他 (宝くじ、賭け麻雀等)	対象不明
実件数	14	10	5	2	2	13

*重複あり

イ 家族教室

平成30年7月より家族教室を開催(毎月第4月曜日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	11	12	12
参加者延数(人)	28	23	30

○専門医療機関、治療拠点機関、相談拠点機関の指定状況

(令和6年3月現在)

	アルコール依存症	薬物依存症	ギャンブル等依存症
専門医療 機関	県立こころの医療センター 豊後荘病院 栗田病院	県立こころの医療センター	県立こころの医療センター
治療拠点 機関	県立こころの医療センター	県立こころの医療センター	県立こころの医療センター
相談拠点 機関	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター

3. 施策体系

本県の今後の取組は、国の各依存症計画に基づき実施します。

●アルコール健康障害対策推進基本計画

(第2期：令和3年度～令和7年度)【令和3年3月策定】

※(第1期：平成28年度～令和2年度)【平成28年5月策定】

3. 基本的施策

※下線は基本計画【第1期】からの主な変更箇所

<p>①教育の振興等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高、大学等における飲酒に伴うリスク等の教育の推進 ・職場教育の推進（運輸業の乗務員等） ・年齢、性別、体質等に応じた「飲酒ガイドライン」（普及啓発資料）作成 ・女性、高齢者などの特性に応じた啓発 ・アルコール依存症に関する正しい知識の啓発 等 	<p>⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転、暴力、虐待、自殺未遂等を行い、依存症等が疑われる者を治療等につなぐ取組の推進
<p>②不適切な飲酒の誘引の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類業界による広告・宣伝の自主基準の遵守・必要に応じた改定 ・酒類の容器へのアルコール量表示の検討 ・酒類販売管理研修の定期受講の促進 ・20歳未満の者への酒類販売・提供禁止の徹底 等 	<p>⑥相談支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談拠点を幅広く周知 ・定期的な連携会議の開催等により、地域における関係機関（行政、医療機関、自助グループ等）の連携体制の構築 ・相談支援を行う者の対応力向上に向けた研修等の実施 ・依存症者や家族に対する支援プログラムの実施 ・災害や感染症流行時における相談支援の強化 等
<p>③健康診断及び保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診・保健指導でのアルコール健康障害の早期発見・介入の推進 ・地域の先進事例を含む早期介入ガイドラインの作成・周知 ・保健師等の対応力向上のための講習会の実施 ・産業保健スタッフへの研修等による職場での対応促進 等 	<p>⑦社会復帰の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症者の復職・再就職の促進 ・治療と就労の両立を支援する産業保健スタッフ等の育成・確保 ・依存症からの回復支援に向けた自助グループ、回復支援施設の活用促進 等
<p>④アルコール健康障害に係る医療の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール健康障害の早期発見・介入のため、一般の医療従事者（内科、救急等）向けの研修プログラムの普及 ・専門医療機関と地域の精神科等の連携促進等により、より身近な場所での切れ目のない医療提供体制の構築 ・「一般医療での早期発見・介入」、 「専門医療機関での治療」から「自助グループ等での回復支援」に至る連携体制の推進 ・アルコール依存症の治療法の研究開発 等 	<p>⑧民間団体の活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助グループの活動や立ち上げ支援 ・感染症対策等の観点で、オンラインミーティング活動の支援 ・相談支援等において、自助グループ等を地域の社会資源として活用 <p>⑨人材の確保等 ⑩調査研究の推進等</p> <p>基本的施策①～⑧に掲げる該当項目を再掲</p>

●第六次薬物乱用防止五か年戦略

(第六次：令和5年度～令和9年度)【令和5年8月策定】

※(第五次：平成30年度～令和4年度)【平成30年8月策定】

第六次薬物乱用防止五か年戦略 (概要)

令和5年8月 薬物乱用防止推進委員会決定

戦略策定に向けた5つの視点

・大麻乱用期への総合的な対策の強化 ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化 ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締り強化 ・国際的な人の往来増加への対応強化 ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

<p>＜大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬物乱用防止教室の充実強化 ○研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上 	<p>＜国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施 ○諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資料への反映 	<p>＜デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青少年の目に触れやすい広報媒体の活用 ○科学的知見に基づく情報の広報・啓発資料への反映による内容の充実
--	--	--

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

<p>＜関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進 ○大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進 	<p>＜治療等を提供する医療機関等の充実・強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実 ○治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実 	<p>＜大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進 ○支援方針の研究及び支援による効果検証の推進
---	---	---

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

<p>＜薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化 ○合同捜査・共同摘発の推進 	<p>＜巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化 ○大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り 	<p>＜新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応 ○未規制物質等の迅速な指定の推進
--	--	---

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

<p>＜密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関や事件等を通じた情報収集の推進 ○合同取締訓練実施による取締り体制の連携・能力向上 	<p>＜大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コントロール・デリバリー捜査の積極的な活用 ○関係機関による捜査手法の共有及び連携強化 	<p>＜国際的な人の往来増加への対応としての水際対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化 ○国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施
--	---	--

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

<p>＜各国・地域間の違法薬物密売・取引情報等の収集及び体制の強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化 ○国際機関等との情報共有体制の強化 	<p>＜我が国の薬物乱用政策の積極的な発信＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的な理解獲得のための積極的な発信 ○国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携 	<p>＜海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化 ○薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化
---	--	--

※項目は主なものに記載

●ギャンブル等依存症対策推進基本計画

(第2期：令和4年度～令和7年度)【令和4年3月閣議決定】

※(第1期：平成31年度～令和3年度)【平成31年4月閣議決定】

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更【概要】

<p style="text-align: center;">第一章 基本的考え方等</p> <p style="text-align: center;">第二章 取り組むべき具体的施策</p> <p>I 関係事業者の取組</p> <p>I-1～3 公営競技における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制 ・インターネット投票におけるアクセス制限の強化 ・競走場・場外発売所のATMの完全撤去 ・相談体制の強化 ・依存症対策の体制整備 <p>I-4 ばちんこにおける取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制 ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化 ・ばちんこ営業所のATM等の撤去等 ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援 ・地域連携の強化 	<p>II 予防教育・普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な普及啓発の検討及び実施 ・依存症の理解を深めるための普及啓発 ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発 ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発 ・職場における普及啓発 <p>III 依存症対策の基盤整備・様々な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援 ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進 ・相談拠点等における相談の支援 ・その他の関係相談機関における体制強化等 ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実 ・自助グループをはじめとする民間団体への支援 ・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援 ・医師の養成をはじめとする人材の確保 <p>IV 調査研究・実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握等 ・関係事業者による調査及び実態把握 <p>V 多重債務問題等への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知 ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化
--	---

4. 基本方針

国のアルコール健康障害対策推進基本計画、第六次薬物乱用防止五か年戦略及びギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本方針に基づき、依存症の発生予防（1次予防）・進行予防（2次予防）・再発予防（3次予防）の各段階に応じた施策を実施するとともに、依存症の当事者やその家族等が日常生活や社会生活を安心して営むことができるよう、健康増進、医療、多重債務、犯罪防止などの関連施策との有機的な連携を図りつつ、取組を推進します。

アルコール依存症

(1) 発生予防

【取組の方向性】

アルコール健康障害に関する県民の正しい理解を深めるため、啓発と不適切な飲酒の防止に向けた取組を進めます。

- ア 教育の推進等 児童・生徒 自動車運転者 一般県民
- イ 不適切な飲酒の防止 20歳未満の者 妊婦

(2) 進行予防

【取組の方向性】

医療、保健、福祉、職場などの関係機関・団体等と連携強化を図り、アルコール健康障害を有する者を早期治療につなげるための取組を進めます。

- ア 健康診断及び保健指導 健康診断等実施者
- イ 医療の充実 医療機関
- ウ 飲酒運転や暴力等の問題を抱える者に対する指導等 飲酒運転をした者
暴力・虐待の加害者・被害者
心の悩みをもつ者
- エ 相談支援 本人及び家族

(3) 再発予防

【取組の方向性】

アルコール依存症に関する医療・保健・福祉活動の充実・相談支援機能の強化、自助グループの活動支援等を行うこととし、アルコール依存症の再発防止・回復支援を推進します。

- ア 医療の充実 医療機関
- イ 社会復帰支援 本人及び家族
- ウ 民間団体等の活動に対する支援 民間団体等

薬物依存症

薬物依存症に係る施策については、「第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略」に基づき推進いたします。

(1) 発生予防

【取組の方向性】

薬物依存症に関する県民の正しい理解を深めるため、啓発と発生防止に向けた取組を進めます。

ア 予防教育・普及啓発 学校教育 有職・無職少年 海外渡航者 県民全体

(2) 進行予防

【取組の方向性】

医療、保健、福祉、職場などの関係機関・団体等と連携強化を図り、薬物依存症者を早期治療につなげるための取組を進めます。

ア 医療の充実・確保 医療機関
イ 関係機関等が連携した社会復帰支援 薬物依存症者
ウ 相談支援 本人・家族等
エ 正しい理解の促進 正しい知識の普及

(3) 再発予防

【取組の方向性】

薬物依存症に関する支援体制・取り締まり体制強化を行うこととし、再発防止・回復支援を推進します。

ア 医療の充実 医療機関
イ 社会復帰支援 本人及び家族
ウ 民間団体等の活動に対する支援 民間団体等

「第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略」を推進するとともに、以下の取組も推進して参ります。

(1) 発生予防 学校教育

公立小中学校及び高等学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、随時相談や長期休業前に個別面談、長期休業後にアンケートを実施し、「子どもの心」の理解促進を図る。

教育庁義務教育課 教育庁高校教育課

ギャンブル等依存症

(1) 発生予防

【取組の方向性】

ギャンブル等依存症に関する県民の正しい理解を深めるため、啓発と発生防止に向けた取組を進めます。

- ア 予防教育・普及啓発 一般県民 未成年 青少年 生徒
- イ 関係事業者の取組 参加者
- ウ 違法なギャンブル等の取り締まり 違法業者

(2) 進行予防

【取組の方向性】

医療、保健、福祉、職場などの関係機関・団体等と連携強化を図り、ギャンブル等依存症者を早期治療につなげるための取組を進めます。

- ア 包括的な連携体制の構築 関係機関
- イ 相談支援 本人及び家族
- ウ 医療の充実・確保 医療機関
- エ 福祉関連従事者における適切な支援 相談機関
- オ 多重債務者への支援 多重債務者
- カ 生活困窮者への支援 ギャンブル等依存症を有する生活困窮者

(3) 再発予防

【取組の方向性】

ギャンブル等依存症に関する支援体制・取り締まり体制強化を行うこととし、再発防止・回復支援を推進します。

- ア 医療の充実 医療機関
- イ 社会復帰支援 本人及び家族
- ウ 民間団体等の活動に対する支援 民間団体等

茨城県依存症対策推進計画アクションプラン施策（アルコール）

施策	対象	具体的な取組	担当課
(1) 発生予防			
【取組の方向性】 アルコール健康障害に関する県民の正しい理解を深めるため、啓発と不適切な飲酒の防止に向けた取組を進めます。			
ア 教育の推進等	児童・生徒	学習指導要領に基づき、小学校（体育科 保健領域）、中学校（保健体育科 保健分野）、高等学校（保健体育科 科目保健）での飲酒防止教育を推進する。	教育庁保健体育課
	自動車運転者	年4回の各季交通安全運動及び「飲酒運転根絶のための県下一斉広報日」（夏季及び年末の交通安全運動期間中の各金曜日）等において、飲酒運転の危険性・悪質性や飲酒運転による交通事故の悲惨さなどについて広報啓発することにより、飲酒運転根絶の機運の醸成を図る。	県警交通総務課
	一般県民	アルコール関連問題啓発週間等の機会を通じ、飲酒に伴うリスクに関する知識や、アルコール依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発を推進する。	障害福祉課 精神保健福祉センター
		精神保健福祉センターにおいてアルコール健康障害の啓発のための研修会を開催する。	精神保健福祉センター
精神保健福祉センターにおいて自助グループと連携しアディクションフォーラム（※）等を開催し、一般県民への普及啓発に努める。 （※）アディクション：嗜癖		精神保健福祉センター	
イ 不適切な飲酒の防止	20歳未満の者	酒類販売業者、酒類提供者及び関係業界に対し、年齢確認の徹底、従業員研修の実施を要請するとともに、悪質な業者等に対する指導・取締りを強化する。	県警人身安全少年課
		風俗営業管理者に対し、管理者講習等を通じて20歳未満の者への酒類提供の禁止の徹底を図る。	県警生活安全総務課
		街頭補導活動等を通じて、酒類を飲用等した少年の補導の強化を図る。	県警人身安全少年課
	妊婦	妊婦の飲酒が胎児・乳児の心身に与える影響が記載された健康管理手帳「すこやかな妊娠と出産のために」を、母子健康手帳交付時に配布する。	少子化対策課
		市町村において、妊娠届出時のアンケート等により、妊娠前及び妊娠中の飲酒の有無の確認をし、適切な保健指導を推進する。	少子化対策課
(2) 進行予防			
【取組の方向性】 医療、保健、福祉、職場などの関係機関・団体等と連携強化を図り、アルコール健康障害を有する者を早期治療につなげるための取組を進めます。			
ア 健康診断及び保健指導	健康診断等実施者	「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」において減酒支援が重要であるため、市町村に対し研修等を通じて周知を図る。	障害福祉課 各保健所
イ 医療の充実	医療機関	アルコール依存症の専門治療が受けられるよう、国の定める要件を備えた専門医療機関及び治療拠点機関の指定をするとともに、身体科医療機関及び精神科医療機関との連携体制の整備を図る。	障害福祉課
		精神科医療機関と身体科医療機関の連携強化に係る研修会等において、アルコール健康障害に関する研修を行い、かかりつけ医の対応力向上や精神科医師と身体科医師との連携強化を図る。	障害福祉課
ウ 飲酒運転や暴力等の問題を抱える者に対する指導等	飲酒運転をした者	飲酒運転をした者に対する取消処分講習において、アルコール・スクリーニングテストを実施し、アルコール依存症の恐れがある場合には、精神保健福祉センター、保健所、医療機関等の周知を図る。	県警交通総務課 （運転免許センター）
	暴力・虐待の加害者・被害者	女性相談・DV相談の対応窓口である女性相談センター、各市町村女性相談窓口等とアルコール依存症の各関係機関との連携を図る。	青少年家庭課
		児童虐待の相談の対応窓口である児童相談所、各市町村家庭児童相談室等とアルコール依存症の各関係機関との連携を図る。	青少年家庭課
	心の悩みをもつ者	自殺予防の相談窓口である茨城いのちの電話、いばらきこころのホットライン、こころのSNS相談等において、アルコール依存症が疑われる者については、アルコール依存症の相談拠点機関である精神保健福祉センターや医療機関へつなぐ。	障害福祉課 精神保健福祉センター
エ 相談支援	本人及び家族	精神保健福祉センターにおける相談体制 1) 酒害専門相談員による個別相談を実施する。 2) アルコールに悩む家族を対象とした家族教室を実施する。 3) 相談拠点である精神保健福祉センターに依存症相談員を配置し、適切な治療、回復支援につなぐことができるよう関係機関との連携体制を構築していく。 4) 精神保健福祉センターにおいて集団認知行動療法による依存症回復プログラムを実施する。	精神保健福祉センター
		保健所における相談体制 1) 精神科医による精神保健相談を実施する。 2) 保健師による随時の相談を実施する。	障害福祉課 各保健所
		精神保健福祉センターにおいて、依存症の相談支援に従事する職員の人材育成のための専門職研修を開催する。	精神保健福祉センター
(3) 再発予防			
【取組の方向性】 アルコール依存症に関する医療・保健・福祉活動の充実・相談支援機能の強化、自助グループの活動支援等を行うこととし、アルコール依存症の再発防止・回復支援を推進します。			
ア 医療の充実	医療機関	アルコール依存症の再発予防のための専門治療が受けられるよう、国の定める要件を備えた専門医療機関及び治療拠点機関の指定と連携体制の整備を図る。	障害福祉課
イ 社会復帰支援	本人及び家族	精神保健福祉センターにおいて集団認知行動療法による依存症回復プログラムを実施する。	精神保健福祉センター
		本人や家族が自助グループにつながりやすくなるように、精神保健福祉センターの家族教室に自助グループメンバー等に参加いただき、助言や体験談の紹介を行う。	精神保健福祉センター
		アルコール依存症からの回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、回復する病気であることを広く啓発する。	障害福祉課 精神保健福祉センター
ウ 民間団体等の活動に対する支援	民間団体等	自助グループ・回復支援施設等を利用した回復者の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回復支援における自助グループの役割等を啓発する。	精神保健福祉センター
		障害福祉課及び精神保健福祉センターが開催する会議等への出席依頼や、自助グループ・回復支援施設等が開催する研修会等への職員派遣の協力等を通じて、連携強化を図る。	障害福祉課 精神保健福祉センター

茨城県依存症対策推進計画アクションプラン施策（薬物）

施策	対象	具体的な取組	担当課
(1) 発生予防			
【取組の方向性】 薬物依存症に関する県民の正しい理解を深めるため、啓発と発生防止に向けた取組を進めます。			
ア 予防教育・普及啓発	学校教育	児童生徒が、薬物の危険性、有害性を正しく認識する機会となるよう、薬物乱用防止教室の実施について各私立学校あて依頼し、児童生徒が薬物の危険性について理解を深める機会の確保に努める。	教育庁私学振興室
		公立、私立学校、また各大学に啓発資料を送付し、講師派遣や学園祭等の行事に合わせた啓発依頼に応じる。	薬務課
		例年実施しているスキルアップ研修等を開催し、薬物乱用防止教室や講習会等における講師を養成するとともに、学校が開催する研修会等へ講師を派遣する。	薬務課
		市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策として、若年者向けのチラシを作成し、相談窓口の周知やオーバードーズの危険性を啓発する。	薬務課
		ホームページやSNS等で薬物依存症理解のための情報を発信し、普及啓発を図る。	障害福祉課 精神保健福祉センター
		学校の関係者及び児童・生徒に対し薬物依存に関する知識の啓発を図るための講話を行う。	精神保健福祉センター
		薬物乱用防止に向けた教職員の研修の場を充実させるとともに、薬物乱用防止に向けた指導力の一層の向上を図る。 また、長期休業前に各学校に生徒支援に関する通知文を配付し、薬物乱用の危険性についての指導を徹底するよう指導する。	教育庁高校教育課
		すべての中学校・高等学校において、少なくとも年1回は薬物乱用防止教室を開催するよう指導していく。また、小学校においては、学校や地域の実情に応じて、保護者を交えた同教室の開催を働きかけていく。	教育庁保健体育課
	教育庁及び各学校と連携し、学校における薬物乱用防止教室を開催し、薬物の標本やパネルの展示、DVD視聴等により薬物の有害性・危険性を十分に理解させるとともに、薬物乱用の誘惑から身を守る方法についても教示し、乱用防止を図る。	県警人身安全少年課	
	有職・無職少年	茨城県生活衛生営業指導センター及び県内の生活衛生同業組合10組合並びに茨城県ビルメンテナンス協会に対し、啓発活動への協力を要請する。	生活衛生課
		運転免許センター、自動車教習所、ハローワーク、就職支援センター、カラオケ協会に啓発ポスターやパンフレットを設置する。	薬務課
		新入社員等への啓発を希望する企業に対して、啓発資料を配布する。	薬務課
		青少年指導員や青少年育成市町村民会議等を中心として、街頭指導活動等を行い、子ども達への啓発、指導に努める。	青少年家庭課
	海外渡航者	関係機関と連携して、茨城空港でキャンペーンを実施し、チラシ等を配布するほか、県警ホームページ、SNSを利用して、海外渡航者等に向け、違法薬物の危険性、海外での違法薬物の所持、密輸等の危険性や大麻を原料とする食品等の持ち帰りに関する注意喚起を行う。	県警薬物銃器対策課
		パスポート申請者に対し、チラシを配布して啓発を行う。また、茨城空港から出国する人を対象に、旅先での乱用、密輸入の助けをしないように啓発を行う。	薬務課
	県民全体	ホームページやSNS等で、薬物依存に関する普及啓発と相談窓口、薬物依存症に対応可能な医療機関、自助グループ、回復支援施設の周知を行う。	障害福祉課
		青少年に関係の深い店舗を対象とする「青少年の健全育成に協力する店」の登録を推進し、非行防止や乱用のおそれのある指定薬品等の青少年への販売禁止について事業者と協力を依頼する。	青少年家庭課
		青少年相談員等が行う地域の見守り活動などを通じて青少年に積極的に声かけを行い、地域の大人と青少年との関係づくりに努めることにより、地域の教育力を高め、青少年が薬物乱用などの非行に走りにくい地域づくりを進める。	青少年家庭課
		子どもホットラインやいじめ・体罰解消サポートセンター・いばらき子どもSNS相談等、相談窓口の周知を定期的に図り、薬物乱用等の未然防止、早期発見・早期対応の取組を強化する。	教育庁義務教育課 教育庁高校教育課
		街頭指導を通じて、有職・無職少年に対して、「大麻乱用防止カード」を手交し、薬物乱用防止対策の推進を行う。	県警人身安全少年課
精神保健福祉センターにおいて自助グループと連携しアディクションフォーラム（※）等を開催し、一般県民への普及啓発を図る。 （※）アディクション：嗜癖		精神保健福祉センター	
大麻乱用による危険性・有害性に重点を置き、啓発資料の配布を行う。また、市町村及びライオンズクラブ等民間啓発団体と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動、不正大麻・けし撲滅運動等を通じ、薬物乱用防止啓発を強化する。	薬務課		
(2) 進行予防			
【取組の方向性】 医療、保健、福祉、職場などの関係機関・団体等と連携強化を図り、薬物依存症者を早期治療につなげるための取組を進めます。			
ア 医療の充実・確保	医療機関	ギャンブル等依存症の専門治療が受けられるよう、国の定める要件を備えた専門医療機関及び治療拠点機関の指定を行う。	障害福祉課
		国主催の研修等を通じて、依存症対策従事者の人材確保・技術向上を図る。	障害福祉課
		依存症と精神障害の重複障害者に対し、新たな治療プログラムの作成を継続して進める。	病院局経営管理課
イ 関係機関等が連携した社会復帰支援	薬物依存症者	「茨城県再犯防止推進計画」に基づき、国、市町村及び民間団体等との連携のもと、支援を行っていく。	福祉政策課
ウ 相談支援	本人・家族等	薬物相談事業を支援するとともに、精神保健福祉センターへの専門相談員の配置や保健所及び薬務課への相談窓口の設置等により、相談体制の充実を図る。	薬務課
		市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策として、相談窓口を幅広く周知する。	薬務課
		相談拠点機関である精神保健福祉センターにおいて、薬物相談や家族教室を行う。	精神保健福祉センター
		病院ホームページや広報誌、講演活動において、依存症関連問題外来・家族教室の紹介や、薬物依存症の正しい理解と対策などについて情報提供を行う。	病院局経営管理課
		薬物乱用少年及びその保護者に対し、立ち直り支援活動を案内し、理解と協力を得て支援する。	県警人身安全少年課
エ 正しい理解の促進	正しい知識の普及	専門相談員を設置した精神保健福祉センターを薬物相談窓口の中核として、薬物依存症者やその家族からの相談に応じる。	薬務課
		関係機関と連携し、薬物乱用歴がある少年に対し、薬物乱用防止教育を実施する。	薬務課
		精神保健福祉センターにおいて、依存問題に関わる保健・福祉・医療などの関係者の研修を行い、職員の資質の向上を図る。	精神保健福祉センター
薬物乱用防止教室等、広報啓発活動、少年相談を通じて正しい知識の普及を図る。	県警人身安全少年課		
(3) 再発予防			
【取組の方向性】 薬物依存症に関する支援体制・取りこまり体制強化を行うこととし、再発防止・回復支援を推進します。			
ア 医療の充実	医療機関	薬物依存症の再発予防のための専門治療が受けられるよう、国の定める要件を備えた専門医療機関及び治療拠点機関の指定と連携体制の整備を図る。	障害福祉課
イ 社会復帰支援	本人及び家族	精神保健福祉センターにおいて、集団認知行動療法による依存症回復プログラムを実施する。	精神保健福祉センター
		本人や家族が自助グループにつながりやすくなるように、精神保健福祉センターの家族教室に自助グループメンバーに参加していただき、助言や体験談の紹介を行う。	精神保健福祉センター
		薬物依存症からの回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、回復する病気であることを広く啓発する。	障害福祉課 精神保健福祉センター
ウ 民間団体等の活動に対する支援	民間団体等	自助グループ・回復支援施設等を利用した回復者の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回復支援における自助グループの役割等を啓発する。	精神保健福祉センター
		障害福祉課及び精神保健福祉センターが開催する会議等への出席依頼や、自助グループ・回復支援施設等が開催する研修会等への職員派遣の協力等を通じて、連携強化を図る。	障害福祉課 精神保健福祉センター

茨城県依存症対策推進計画アクションプラン施策（ギャンブル等）

施策	対象	具体的な取組	担当課	
(1) 発生予防				
【取組の方向性】 ギャンブル等依存症に関する県民の正しい理解を深めるため、啓発と発生防止に向けた取組を進めます。				
ア 予防教育・普及啓発	一般県民	依存症の理解を深めるためのシンポジウムやセミナー、普及啓発イベント等を開催する。	精神保健福祉センター	
		ホームページやラジオ等の広告媒体や、特に若い世代に対し影響力があるSNS等を用いた啓発活動を継続して実施する。	障害福祉課 精神保健福祉センター	
		ギャンブル等依存症に関するリーフレットを配布し、依存症の普及啓発や地域の相談窓口、医療機関の周知を行う。	障害福祉課	
		精神保健福祉センターにおいて、自助グループと連携しアドイクションフォーラム（※）等を開催し、一般県民への普及啓発に努める。 （※）アドイクション：嗜癖	精神保健福祉センター	
		多重債務問題など、ギャンブル等依存症に関連する消費生活の相談先として、消費生活センターや消費生活相談窓口の周知をホームページやSNS等により行う。	生活文化課 県消費生活センター	
	未成年	風俗営業管理者に対し、管理者講習等を通じて年少者の立ち入り禁止の徹底、年少者の疑いがある者に対する年齢確認の徹底を図るよう指導する。	県警生活安全総務課	
		青少年	若い世代、特に専門学校や大学生、新社会人に対して、SNS等による情報発信や啓発資料の提供を行うと共に、啓発セミナー等を実施する。	障害福祉課 精神保健福祉センター
			青少年に対する指導体制を整備し、有害行為や非行防止に努める。	青少年家庭課
	生徒	青少年指導員や青少年育成市町村民会議等を中心として、巡回や声掛け等、警備体制の強化を行い、違法なギャンブル行為を防止する。	青少年家庭課	
		令和4年度以降の高等学校の新学習指導要領で精神疾患の指導内容に依存症が含まれたことを踏まえ、高校で適切な指導が行われるように、教職員への研修等を行う。	教育庁保健体育課	
イ 関係事業者の取組	参加者	ホームページやSNSでの広告、依存症対策ポスター・相談チラシ・ステッカーの掲示、場内放送・場内映像の表示、サイネージの放映を行い、依存症の普及啓発、相談窓口の案内を行う。	自転車競技事務所	
		ギャンブル等依存症である者又はその家族からの申告、20歳未満の者に対して、競輪場等会場及び場外車券売場への入場制限、インターネット投票アクセス制限を実施する。	自転車競技事務所	
		入場制限、購入禁止強化のため、各競技主催者による対応マニュアルの整備、警備員等に対する教育・指導の徹底、警備体制の強化を行う。	自転車競技事務所	
		設定した購入限度額と最新の購入額を画面上で比較する購入限度額設定システムを活用し、購入者の注意喚起を行う。	自転車競技事務所	
		本人・家族等へ、総合案内所に設置の「依存症相談窓口」や、公営競技カウンセリングセンター、精神保健福祉センター等相談窓口の周知を徹底する。	自転車競技事務所	
		ホームページ等広告や宣伝媒体、入場時の配布や場内設置等により、セルフチェックツール（自己診断）の利用を促進する。	自転車競技事務所	
		役員や従業員、ネット運営担当者等対象のギャンブル等依存症対策に関する研修を定期的に通講し、知識向上・理解促進を図る。	自転車競技事務所	
		関係機関・関係団体が実施する会議やセミナー等に参加し、積極的な情報交換、連携強化に努める。	自転車競技事務所	
県内の公営ギャンブル競技場・場外発売所及び遊技業組合等の関係事業者と連携して、依存症の理解を深めるための普及啓発や相談窓口の周知を行う。	障害福祉課 精神保健福祉センター			
ウ 違法なギャンブル等の取り締まり	違法業者	違法な賭博店やネットでの違法なギャンブル等への取り締まりを強化する。	生活環境課	
(2) 進行予防				
【取組の方向性】 医療、保健、福祉、職場などの関係機関・団体等と連携強化を図り、ギャンブル等依存症者を早期治療につなげるための取組を進めます。				
ア 包括的な連携体制の構築	関係機関	ギャンブル等依存症に加え、アルコール、薬物依存症への取組として、関係機関と連携会議を実施する。	障害福祉課	
		相談拠点機関である精神保健福祉センターにて、家族会や自助グループと協力して、セミナー等の開催、家族教室での体験発表等を行い、各団体との連携促進を図る。	精神保健福祉センター	
イ 相談支援	本人及び家族	相談拠点機関である精神保健福祉センターにおいて、ホームページ等による周知、専門相談員による相談、回復プログラムや家族教室の実施等、依存症対策に関する取組を継続して実施する。	精神保健福祉センター	
		相談拠点機関である精神保健福祉センターにおいて、相談があった際には、医療機関や関係機関、家族会等の民間支援団体への案内を行う等の連携を引き続き強化する。	精神保健福祉センター	
		相談拠点機関以外での相談体制強化のため、国主催の研修等を通じて依存症相談対応者の人材育成、技術向上を図る。	障害福祉課	
ウ 医療の充実・確保	医療機関	ギャンブル等依存症の専門治療が受けられるよう、国の定める要件を備えた専門医療機関及び治療拠点機関の指定を行う。	障害福祉課	
		国主催の研修等を通じて、依存症対策従事者の人材確保・技術向上を図る。	障害福祉課	
エ 福祉関連従事者における適切な支援	相談機関	県女性相談センター、児童相談所に寄せられた相談や、ひとり親家庭からの相談のうち、ギャンブル等依存症との関連が疑われる場合に、精神保健福祉センターや医療機関等の関係機関と連携して、支援を実施する。	青少年家庭課	
		相談に関わる職員は、ギャンブル等依存症との関連が疑われる場合に、適切な相談支援機関へつなぐようにより、ギャンブル等依存症やその対応についての知識・理解を深める。	青少年家庭課	
オ 多重債務者への支援	多重債務者	消費生活センター等に寄せられた多重債務に関する相談に対して、多重債務者対策協議会の構成団体や関係団体と連携し、必要な支援につなげていく。	生活文化課 県消費生活センター	
カ 生活困窮者への支援	ギャンブル等依存症を有する生活困窮者	複合的な課題を抱える生活困窮者を対象に、生活困窮者自立支援法に基づく支援を実施する。	福祉政策課	
		自立相談支援窓口にて、生活と就労に関する支援員を配置、また一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（プラン）を作成する。	福祉政策課	
		任意事業である「家計改善支援事業」において、家計の状況を「見える化」する等家計の状況を把握することや、利用者の家計の改善意欲を高めるための支援を実施する。	福祉政策課	
(3) 再発予防				
【取組の方向性】 ギャンブル等依存症に関する支援体制・取り締まり体制強化を行うこととし、再発防止・回復支援を推進します。				
ア 医療の充実	医療機関	ギャンブル等依存症の再発予防のための専門治療が受けられるよう、国の定める要件を備えた専門医療機関及び治療拠点機関の指定と連携体制の整備を図る。	障害福祉課	
		精神保健福祉センター、医療機関において認知行動療法による依存症回復プログラムを実施する。	精神保健福祉センター	
イ 社会復帰支援	本人及び家族	本人や家族が、家族会や自助グループにつながりやすくなるように、精神保健福祉センターの家族教室に家族会や自助グループメンバーに参加いただき、助言や体験談の紹介を行う。	精神保健福祉センター	
		ギャンブル等依存症からの回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、回復する病気であることを啓発イベントの開催、ホームページやSNS等への掲載、関係機関への広報等により、広く啓発する。	障害福祉課 精神保健福祉センター	
ウ 民間団体等の活動に対する支援	民間団体等	家族会や自助グループを利用した回復者の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回復支援における家族会や自助グループの役割等を啓発する。	精神保健福祉センター	
		障害福祉課及び精神保健福祉センターが開催する会議等への出席依頼や、家族会や自助グループが開催する研修会等への職員派遣の協力等を通じて、連携強化を図る。	障害福祉課 精神保健福祉センター	

茨城県依存症対策推進計画アクションプラン 数値目標

		数値目標	単位	基準値 (R5年度)	(R6年度)	(R7年度)	(R8年度)	(R9年度)	(R10年度)	目標値 (R11年度)	担当課
アルコール依存症	1	飲酒する者のうち生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少	%	男性 11.1 女性 11.7 (R4年度)						男性 9.4 女性 9.7 (R10年度)	健康推進課
	2	妊娠中の飲酒をなくす	%	0.6 (R4年度)						0 (R10年度)	少子化対策課
	3	相談拠点機関における相談者数の増加	件	面接 : 12 (実件数) 電話 : 245 (延件数) メール : 55 (延件数) (R4年度)						面接 : 16 (実件数) 電話 : 319 (延件数) メール : 72 (延件数) (R10年度)	障害福祉課 精神保健福祉センター
薬物依存症	4	相談拠点機関における相談者数の増加	件	面接 : 20 (実件数) 電話 : 136 (延件数) メール : 9 (延件数) (R4年度)						面接 : 26 (実件数) 電話 : 177 (延件数) メール : 12 (延件数) (R10年度)	障害福祉課 精神保健福祉センター
ギャンブル等依存症	5	相談拠点機関における相談者数の増加	件	面接 : 15 (実件数) 電話 : 150 (延件数) メール : 37 (延件数) (R4年度)						面接 : 20 (実件数) 電話 : 195 (延件数) メール : 48 (延件数) (R10年度)	障害福祉課 精神保健福祉センター
共通	6	依存症地域連携会議の継続的な開催	回	年2回						年2回	障害福祉課 精神保健福祉センター

*相談拠点機関：精神保健福祉センター